

在住外国人ニーズ調査等業務委託 基本仕様書

1 業務名称

在住外国人ニーズ調査等業務

2 業務目的

近年、山形市に住む外国人数は増加しており、言葉の壁や文化の違いなどもあり、外国人住民が直面する課題は多岐にわたっている。そのため、本調査では、外国人住民の生活実態や困りごと、必要としている支援を明らかにし、行政をはじめとする地域社会がより適切なサポートを提供できるようにすることを目的とする。具体的には、外国人住民の就労状況、教育並びに子育て環境、日本語習得の課題、防災に関する意識や課題、医療や福祉サービスの利用状況と課題、地域との交流の現状などを把握し、それらをもとに課題をまとめ、それらの改善策や取り組むべき施策等を提案する提言書としてまとめる。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

(1) ニーズ調査の実施

ア 在住外国人やその支援者、外国人を雇用する企業などへ困りごとや支援ニーズなどの調査を行う。企画提案においては、独自の視点で調査対象や調査件数及びその調査方法とスケジュールを提案すること。なお、(2)で示す多文化共生を進める会にあげるメンバーについては必ず調査対象とし、(3)で示す中間報告書にその調査結果を反映させること。

イ 調査にかかる対象者への謝礼や交通費等の経費の負担は受託者にて行うこと。

ウ 調査にあたり必要な場合は山形市が通訳者を派遣する。通訳者への謝礼の支払いは山形市が行う。

(2) 会議コーディネーション

ア 関係団体と意見交換を行う多文化共生を進める会（仮称）を月1回程度開催し、意見を集約する。受託者は必要に応じて、資料の提供・作成のほか、会議に出席し助言等を行う。また会議後には議事要旨を作成する。

イ 上記会議にかかる参加者への謝礼の支払いは山形市が行う。

(参考)

○多文化共生を進める会（仮称）参加想定団体

1. 認定 NPO 法人 IVY
2. 山形こども日本語サポートネット
3. Cherish Club Yamagata
4. J A Y 山形ボランティア日本語協会
5. 在山形ベトナム人協会
6. 山形てのひら支援ネット
7. 山形県青年国際交流機構（山形県 IYE0）
8. 学校法人山本学園 山形 V. カレッジ
9. 受入企業代表
10. 山形県国際交流協会
11. 山形市国際交流協会
12. 山形大学教授
13. 東北文教大学教授
14. 山形労働局

（３）調査報告書の作成

調査をもとに、在住外国人、支援者、企業ごとの報告書をレポート形式で作成する。調査経過については月 1 回山形市に報告し、多文化共生を進める会にて意見を求めるものとする。また、令和 7 年 9 月下旬までに中間報告書を提出し、最終的な調査報告書は令和 7 年 12 月下旬までに提出すること。

（４）提言書の作成

調査結果をもとに、課題解決のための取組や改善案を提案する提言書を作成する。

令和 7 年 9 月下旬に提出した中間報告書をもとに、10 月上旬まで提言書の中間報告としてまとめたものを提出すること。その後、令和 8 年 1 月下旬までに提言書の素案を作成し、提言書の完成品は令和 8 年 3 月中旬までに提出すること。

5 業務を遂行するうえで遵守すべき要件

- （１）業務の実施にあたり、業務統括責任者を置くこと。
- （２）契約締結後、業務の実施計画及び工程表を提出すること。
- （３）業務を遂行するにあたり、山形市との打合せを十分に行うこと。
- （４）業務の進捗状況について、随時山形市に報告すること。
- （５）成果品について、納品前に山形市の承認を得ること。

- (6) 業務完了後は、速やかに業務完了届を提出すること。

6 成果品

下記報告書については山形市と協議のうえ提出期限を定めるものとする。

- (1) ニーズ調査結果報告書（A4判、カラー印刷、2穴ファイルによる冊子型）30部
- (2) 提言書（簡易製本、A4判、カラー印刷）30部
- (3) 上記電子データ一式

・成果品に関しての著作権及び所有権は山形市に帰属する。

7 留意事項

- (1) 提案にあたり必要な山形市の在住外国人数、国籍別人数、主な在留資格別人数などの基本情報については、プロポーザル参加申し込み後、参加要件適格が確認された者に対し、参加要件適格通知書とあわせて提供するものとする。
- (2) 受託者は、関係者のプライバシー保護に万全を期すとともに、本委託の内容及び関連資料の内容を他に漏らし、または本業務の目的以外に使用してはならない。特に個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法令等に基づき十分留意すること。契約終了後もまた同様とする。
- (3) 受託者は、本業務の遂行にあたっては、関係法令等を遵守すること。万が一、第三者との間にトラブルが発生した場合は、受託者の責任において迅速かつ誠実な対応を行い解決するものとし、受託者が対応できないクレームが発生した場合は直ちに山形市に報告し、対応を協議すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項、疑義が生じた場合、又は本業務履行上必要な基本事項に変更の必要が認められた場合、山形市と受託者間で協議の上定めるものとする。
- (5) 本業務を実施するにあたり、委託業務の全部または一部の処理を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を受けた場合はこの限りではない。